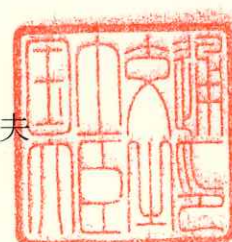


国海員第366号  
令和6年1月24日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣  
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第445号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
海洋曳船株式会社	岩手県釜石市浜町一丁目1番地
宮崎産業海運株式会社	大分県津久見市港町1番15号
ジャパンシーマンライン株式会社	大阪府大阪市天王寺区堀越町8番20号 サンクレールナンガ504